

「循環経済パートナーシップ」規約

令和3年3月22日

(名称)

第1条 本規約は、「循環経済パートナーシップ」(英語名を **Japan Partnership for Circular Economy**、略称を **J4CE** とする。以下「本会」と呼ぶ。)を構成する環境省、経済産業省、(一社)日本経済団体連合会(以下「創設団体」と呼ぶ)および本会に参加する企業・団体(以下「参加者」と呼ぶ。)に適用され、参加者は本会への参加に先立ち、本規約に賛同したものとみなす。

(目的)

第2条 本会は、循環経済への流れが世界的に加速化する中で、国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的とする。

(活動概要)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の各号に掲げる活動を行う。

- ① 日本の先進的な循環経済に関する取組事例の収集と国内外への発信・共有
- ② 循環経済に関する情報共有やネットワーク形成
- ③ 循環経済促進に向けた対話の場の設定
- ④ その他、創設団体の協議により必要と認められた活動

(本会の運営)

第4条 本会は、創設団体の協議により運営される。

- 2 本会の事務局は、(公財)地球環境戦略研究機関に置く。環境省は、本会の運営に係る業務支援を外部法人に委託することができ、事務局は当該法人との連携のもとで、本会の運営に係る業務を行う。

(参加者)

第5条 本会の参加者は以下のとおりとする。

- ① (一社)日本経済団体連合会の会員企業または団体で、本会に参加登録をした者。
- ② 前項以外の企業または団体で、本会の目的に賛同して参加を希望し、創設団体が参加を認めた者。

(脱退)

第6条 参加者が以下のいずれかに該当する場合は本会を脱退するものとみなす。

- ① 脱退の申し出があった場合。
- ② 反社会勢力の疑い、反社会勢力との関わりの疑いがあると判断された場合。
- ③ その他、創設団体の協議により、参加が不適當であると判断された場合。

(会費および費用)

第7条 本会は入退会費及び定期会費を徴収しない。

- 2 参加者が本会に参加して活動することに伴い、当該参加者において発生する費用（旅費・資料作成費など）は、特別に定める場合を除き参加者が負担するものとする。

(知的財産権)

第8条 本会の活動により作成される資料、発行物等（以下、「本会著作物」と呼ぶ。）の著作権は環境省に帰属し、著作者人格権については環境省が創設団体を代表して行使しうるものとする。

- 2 本会に提出される情報に参加者やその関係機関等が著作権を有する情報等が含まれる場合、その部分の著作権は当該著作権者に留保されるが、当該参加者は、環境省が二次利用すること及び環境省が第三者に二次利用すること等を無償で許諾するものとする。
- 3 本会に提出される情報に第三者が著作権を有する情報が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、当該情報の提供者は、環境省が二次利用すること及び環境省が第三者に二次利用すること等につき、当該第三者から利用許諾を可能な限り取得するものとする。
- 4 環境省は、経済産業省および（一社）日本経済団体連合会に対し、本会著作物の利用を無償で許諾するものとする。

(個人情報)

第9条 本会の活動を通じて個人情報を取得する際には、本会の活動のためのみに利用するものとし、その利用目的の範囲内で創設団体および事務局に共有するものとする。

- 2 当該個人情報については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 3 次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 環境省の事前の承諾を得て当該個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合を除き、当該個人情報を第三者に提供し、またはその内容を知らせること。
 - ② 当該個人情報を取得する際に示した利用目的の範囲を超えて使用すること。

(その他)

第10条 本規約の改定、その他本会の運営に関する事項は、創設団体の協議によって決定する。

以上